

プロジェクト 収益認識

項目 表示の検討－顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失

## これまでの経緯

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018 年 3 月 30 日に、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「収益認識会計基準等」という。）を公表した。
  - (1) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）
  - (2) 企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下「収益認識適用指針」という。）
2. 収益認識会計基準においては、下記のとおり、注記事項について、収益認識会計基準が適用される時（2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に（以下「強制適用時まで」という。）検討することとしている（収益認識会計基準第 156 項（結論の背景））。

本会計基準を早期適用する段階では、各国の早期適用の事例及び我が国の IFRS 第 15 号の準備状況に関する情報が限定的であり、IFRS 第 15 号の注記事項の有用性とコストの評価を十分に行うことができないため、必要最低限の定めを除き、基本的に注記事項は定めないこととし、本会計基準が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、注記事項の定めを検討することとした。（一部略）

## 本資料の目的

3. 第 97 回収益認識専門委員会（2019 年 6 月 20 日開催）及び第 411 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 27 日開催）において、企業の顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの不確実性を財務諸表利用者が理解するための有用な情報が提供されると考えられること、財務諸表作成者にとっての追加的な負担も必ずしも大きなものではないと考えられることから、顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の金額について、表示又は注記により、開示を要求することをご提案した。

4. 本資料は、当該提案について、聞かれた意見を踏まえて、再度審議することを目的としている。
5. なお、IFRSにおいて顧客との契約から生じた債権及び契約資産の減損損失は、IFRS第15号第107項等の記載から、IFRS第9号「金融商品」に従って算定するものと考えられる。日本基準においては、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、金融商品に関する会計基準に従って算定するものと考えられる。よって、本資料では、IFRS第15号において「減損損失」とされている用語については、他の日本基準で使用されている用語を参照して、「貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額」とすることを前提に以下の検討をしている。
6. 本資料においては、主に次の事項について検討することを目的としている。
  - (1) 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額
    - ① 他の債権の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と区分して開示する必要性
    - ② 貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の範囲（戻入額と相殺することの可否）
  - (2) その他
    - ① 顧客との契約から生じた債権という表現
    - ② 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）と貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の使用
    - ③ 貸倒引当金の算定への影響

## これまでに聞かれている意見

### 第97回収益認識専門委員会で聞かれた意見

7. 顧客との契約から生じた債権という表現について、現行の収益認識会計基準における債権という用語の前に「顧客との契約から生じた」という文言を付け加えた理由を確認したい。また、現行の収益認識会計基準の「債権」の定義も修正するという認識で良いか。
8. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額について、通常の営業活動から生じない未収入金等に対する貸倒引当金繰入額等が除かれるとすると、

区分表示又は注記にどれだけの意味があるのか不明確であると考えられる。また、IFRS 第 9 号に対する我が国の金融商品会計基準上の対応が定まっていない中で、当該部分だけ先行して取り込む意味も不明確であると考えられるため、当該注記は現時点では不要とし、IFRS 第 9 号に対する我が国の金融商品会計基準上の対応の中で議論する方向が良いのではないかと考えられる。

9. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額について、どのような目的で当該開示が必要であることを明記した方が作成者も納得して開示することが出来ると考えられる。また当該開示における重要性に係る記載についても何か工夫できないか検討することも考えられるのではないか。
10. 重要性について、会計基準において重要性を考慮する一方で、財務諸表等規則においては別掲項目に関する数値基準があることを踏まえ、どのように整理するかについて検討した方が良いのではないか。
11. 文案において、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額という用語を使用している箇所について、金融商品会計基準は別の用語を使用していると考えられるため、確認した方が良いのではないか。
12. 認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の区分表示又は注記について、例えば戻入れ等が発生した場合、有用な情報という観点からは繰入額のみを表示又は注記すべきなのかといった議論も手当てする必要があると考えられる。

#### 第 411 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 顧客との契約から生じた債権を特定することにより、現行の貸倒引当金の算定との比較で差異が生じる可能性はあるのか、確認したい。
14. 契約資産が金融資産である金銭債権に該当するか否かを言及せずに貸倒引当金の計上をすとしている点について、貸倒引当金についての収益認識会計基準等と金融商品会計基準の定めの関係について確認したい。

#### ASBJ 事務局による分析及び提案

##### 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額

15. 本資料第 7 項から第 14 項で記載した聞かれた意見において、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示の必要性や、当

該費用に含まれる範囲について、検討する必要性がある等の意見が聞かれている。

**(他の債権の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と区分して開示する必要性)**

16. 前項のとおり、顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額を他の債権の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と区分して開示する必要性を明確にする必要があるのではないか等の意見が聞かれており、当該論点について検討する。
17. 顧客との契約から生じた債権又は契約資産の貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示の必要性は、下記の IFRS 第 15 号 BC333 項（下線は事務局による追加）のとおり、顧客の信用リスクを取引価格の測定に反映せず、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの決定から生じている。

認識した収益の金額に加えて、両審議会は、顧客との契約からの減損損失の開示を企業に要求することも決定した（包括利益計算書に表示していない場合）。両審議会がこの決定を行ったのは、顧客の信用リスクを取引価格の測定に反映しない（したがって、認識される収益の金額は重大な金融要素を含まない）という以前の決定の結果としてである（BC259項からBC265項参照）。これは、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識することを定めているIFRS 第15項のコア原則に反映されている。

18. 収益認識会計基準等は、IFRS 第 15 号と同様に、顧客の信用リスクを取引価格の測定に反映せず、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの考え方を採用している。この点、IFRS 第 15 号 BC260 項では、この考え方を採用した背景の説明として、取引価格に顧客の信用リスクを反映するとの考えもあるが、収益の成長と債権管理（又は不良債権）とを別々に分析できるように、収益を「総額」で測定することが適当と考えたとしている。また、この債権管理（又は不良債権）の分析に資するように、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る減損損失（本資料では貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額）の開示が有用であるとされている。
19. これらを踏まえ、収益認識会計基準においても、他の債権等に係る貸倒損失額等と区分して、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の開示を要求することが適当と考えられるがどうか。
20. なお、収益認識会計基準等において、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの考え方を採用していること等、当該開示の必要

性が、必ずしも明確ではないと考えられることから、当該内容を結論の背景に示すことが適当と考えられる。

**(貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の範囲（戻入額と相殺することの可否）)**

21. 本資料第 12 項のとおり、認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の区分表示又は注記について、例えば戻入れ等が発生した場合、有用な情報という観点からは繰入額のみを表示又は注記すべきなのかといった論点も検討する必要性についての意見が聞かれている。
22. この点、IFRS 第 15 号第 113 項(b)の企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失は、戻入れの額と相殺した金額で開示することを要求しているものと考えられる（別紙を参照のこと）。
  - (1) IFRS 第 15 号第 113 項(b)は企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示を要求しているのみであり、その範囲は必ずしも明確ではないと考えられるが、IFRS 第 15 号 BC261 項や IFRS 第 9 号第 5.5.8 項からは、戻入れも含めた金額であると考えられる。
  - (2) IFRS 第 15 号 BC262 項から BC264 項の記載から、IASB は、特定の報告期間に認識した収益と、当初の減損損失が対応する形で表示されることで、明確な結び付きを示すことが可能となるため、当初の減損損失を収益の表示科目の近くに表示し、事後の減損損失を区分した費用として表示することを検討したが、財務諸表作成者のコストの負担が多額となる可能性を考慮し、当初の減損損失と、事後の減損損失を区分することを要求していない。
23. また、IFRS 第 15 号 BC260 項のとおり、財務諸表利用者は、企業の販売機能と債権回収機能の業績は別々に管理されていることが多いため、それらを区別して評価することに關心があるとされている。当該財務諸表利用者の關心を踏まえると、減損の戻入れも、債権回収機能の業績の一部であることから、これを区分しなくても、財務諸表利用者に有用な情報が提供できるものと考えられる。
24. 加えて、当該表示は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第125項の繰入額と取崩額の相殺表示とも整合的である。
25. 以上の点から、収益認識会計基準等において、企業の顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、戻入れの額と相殺した金額で開示することが適当と考えられるかどうか。

## その他、聞かれた意見

### (顧客との契約から生じた債権という表現)

26. 本資料第7項のとおり各文案において、顧客との契約から生じた債権という表現について、現行の収益認識会計基準における債権という用語の前に「顧客との契約から生じた」という文言を付け加えた理由は何か、また、現行の収益認識会計基準の「債権」の定義も修正するという認識で良いかとの意見が聞かれている。
27. 顧客との契約から生じた債権と顧客との契約から生じた債権以外の債権を区別することが適当と考えられるため、債権の前に「顧客との契約から生じた」との文言を追加している。収益認識会計基準第12項で下記のとおり、「債権」を定義しているが、用語を適切に使用するため、当該定義の対象を「債権」ではなく「顧客との契約から生じた債権」とすることが考えられるかどうか。

12 「債権」とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（すなわち、対価に対する法的な請求権）をいう。

### (金融商品会計基準と貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の用語)

28. 本資料第11項のとおり、文案において、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額という用語を使用している箇所について、金融商品会計基準は別の用語を使用していると考えられるとの意見が聞かれている。
29. 文案において、「金融商品会計基準に従って認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額」としているが、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の用語は、金融商品会計実務指針の用語であり、金融商品会計基準は費用項目についての言及はないため、また、「金融商品会計基準に従って」を削除しても、意味は変わらないと考えられることから、「金融商品会計基準に従って」を削除することが適当と考えられるかどうか。

### (貸倒引当金の算定への影響)

30. 本資料第13項のとおり、顧客との契約から生じた債権を特定することにより、現行の貸倒引当金の算定との比較で差異が生じる可能性についての意見が聞かれている。
31. 顧客との契約から生じた債権を特定することにより、現行の貸倒引当金の算定との比較で差異が生じる可能性の有無については、現行の営業債権を含む金銭債権は、金融商品会計基準により、貸倒見積額を算定することとされており、当該扱いを変

更するものではないため、影響はないものと考えられる。

## 文案の提案

32. 前項までの検討に基づく文案は次のとおりである。

### 【文案の記載にあたって】

1. 文章の表現については、IFRS 第 15 号又は Topic 606 の日本語訳と同一のものとはしておらず、表現の見直しを行っている。
2. 以下の変更点について、追加には下線を、削除を提案する文言に取消線を付している。
  - (1) 第 97 回収益認識専門委員会の審議資料からの変更点
  - (2) 現行の収益認識会計基準等からの変更点（現行の収益認識会計基準からの変更を今回新たに提示している項目）
3. 収益認識会計基準等の文案として IFRS 第 15 号に追加して定めた部分を青でハイライトしている。
4. 文中の（¶）は、IFRS 第 15 号における項番号を表しているものであり、最終的には収益認識会計基準等において削除する予定のものである。

33.

### 【会計基準】

12 「顧客との契約から生じた債権」とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（すなわち、対価に対する法的な請求権）をいう。

79-2 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について金融商品会計基準に従って認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、損益計算書において他の費用と区分して表示するか、当該金額を注記する（¶ 113(b)）。

なお、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を相殺して表示又注記することとするが、これらの金額を区分して表示又は注記することを妨げない。

**【結論の背景】**

X1 顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額は、損益計算書において他の費用と区分して表示するか、当該金額を注記するとしている（第79-2項参照）。

X2 前項の開示は、企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識するとの考え方を採用したことに起因している。つまり、取引価格に顧客の信用リスクを反映するとの考えもあるが、収益の成長と債権管理（又は不良債権）とを別々に分析できるように、収益を「総額」で測定することが適当であると考えられ、この債権管理（又は不良債権）の分析に資するように、顧客との契約から生じた債権又は契約資産に係る貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額を開示することとした。

X3 また、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を区分して、表示又は注記することも考えられるが、これらを相殺して表示又注記するとしても、販売活動と債権回収活動の業績についての情報が提供されることが考えられることから、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額と取崩額を相殺して表示又注記することとしたうえで、これらの金額を区分して表示又は注記することを妨げないこととした。

**ディスカッション・ポイント**

顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額の金額の開示に関する事務局の分析及び提案について、ご意見を頂きたい。

以上



## 別紙：関連する IFRS 基準

(下記の下線は事務局による追加)。

## IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

- BC260 2010年公開草案に対するコメント提出者の多くが、顧客の信用リスクについての要求事項案について具体的にコメントした。一部のコメント提出者は、取引価格は顧客の信用リスクを反映すべきだとした提案に同意したが、コメント提出者のほぼ全員（財務諸表の作成者、利用者及び証券規制当局を含む）が、その考え方の実務への適用について懸念を示した。特に、多くの財務諸表利用者が、収益の成長と債権管理（又は不良債権）とを別々に分析できるように、収益を「総額」で測定する方が好ましいとコメントした。それらの財務諸表利用者は、企業の販売機能と債権回収機能の業績は別々に管理されていることが多いので、それらを区別して評価することに関心があると述べた。しかし、その情報は、企業の販売と回収可能性の評価が収益科目に「純額」でしか反映されない場合には、利用できないことになる。
- BC261 このフィードバックを検討した後に、両審議会はその提案を採用しないことを決定した。その代わりに、2011年公開草案において、両審議会は、収益を企業が権利を得ると見込んでいる金額で認識すべきだと提案した。この金額は、企業が顧客から回収できないおそれのある金額についての調整を反映しない。しかし、企業の収益総額のうち回収不能と見込まれる部分についてすべての財務諸表利用者に透明性を提供するため、両審議会は収益の科目と減損損失の科目の表示を関連付けることを提案した。したがって、2011年公開草案では、重大な金融要素を含まない取引に係る当初及び事後の減損損失（及び戻入れ）は、収益の表示科目の近くに区分された表示科目として表示すべきだと提案した。
- BC262 2011年公開草案の再審議の中で、両審議会は、収益と減損損失を関連付けた表示の提案から生じる以下の課題を検討した。
- (a) 省略
  - (b) 収益の表示科目の近くに区分した表示科目として表示されることとなる減損損失は、過去の報告期間に収益として認識された回収不能の対価に関するものである可能性がある。したがって、特定の報告期間に認識した収

益と、当該期間に収益の表示科目の近くに表示されることとなる減損損失との間に必ずしも関連性はない。

(c) 省略

BC263 両審議会は、当初の減損損失を収益の表示科目の近くに表示し、事後の減損損失を区分した費用として表示することによって、そうした課題の一部に対処することを検討した。両審議会は、このアプローチの方が、収益と当期に認識した収益に関連した減損損失との間の明確な結び付きを示すことになると考えた。しかし、多くのコメント提出者が、当初の減損損失と事後の減損損失との区別は、その情報を得るために多額のコストを生じることなしには困難だと指摘した。

BC264 したがって、両審議会は、減損損失に関する表示の要求事項を修正し、顧客との契約から生じた短期営業債権に係る減損損失の開示を他の減損損失と区分して要求する（そうしないと表示されず、通常的重要性の考慮の対象となる場合に）ことを決定した。両審議会は、このアプローチは最も適切であると判断した。2011年公開草案において識別された課題に対処するとともに、財務諸表利用者が最も有用だと述べた情報を依然として財務諸表利用者に提供するものだからである。（以後省略）

#### IFRS第9号「金融商品」

5.5.8 企業は、報告日現在の損失評価引当金を本基準に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（又は戻入れ）の金額を、減損利得又は減損損失として、純損益に認識しなければならない。